



2020年3月26日

各位

ミライフ東日本株式会社

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴うガス料金及び電気料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省からガス料金及び電気料金の支払期日の延長を要請されております。

このような状況を踏まえ、以下の通り、特別措置を講ずることといたしましたのでお知らせいたします。

### <特別措置の申込方法>

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付（3月25日受付開始）※」を受けているお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

### <特別措置の対象者>

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けた方。

### <特別措置の内容>

○支払期日の1ヵ月延長

2020年4・5月分のガス料金及び電気料金について、通常のお支払期日を原則として1ヵ月間延長いたします。

※「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」については厚生労働省ホームページへ

⇒ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsufukushi-shikin1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsufukushi-shikin1/index.html)

特別措置のお申込みについては、下記までご連絡ください。

お問合せ・お申込み先

ミライフ東日本株式会社

【住所】宮城県仙台市青葉区国分町3丁目6番地1号 仙台パークビル12階

【電話】022-212-9532 【FAX】022-212-9531

【受付時間】9:00-17:30（土・日・祝日を除く）

ミライフ東日本株式会社 事業本部